平成 24 年 7 月 30 日

各　　位

会　社　名　　株式会社エフティコミュニケーションズ
代 表 者 名　　代表取締役社長　　平　﨑　敏　之
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号：２７６３）
問 合 せ 先　　執行役員社長室長　　山　本　博　之
電　　話　　０３（５８４７）２７７７（代表）

「過年度決算の訂正および内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成24年7月24日付で受領した第三者調査委員会の調査報告書による指摘を受け、当社の内部統制に重要な欠陥がある旨を記載した「第25期内部統制報告書の訂正報告書」を本日付で提出いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成24年7月24日付で受領した第三者調査委員会報告書による指摘を受け、平成24年７月25日付「過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり訂正を行った決算短信等について過年度の有価証券報告書、四半期報告書等の訂正を行い本日、関東財務局に提出いたしましたので、あわせてご報告いたします。

１．訂正の対象となった内部統制報告書

第25期（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）内部統制報告書

２．訂正内容

内部統制報告書の記載事項「３ 評価結果に関する事項」

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度の末日である平成 22 年３月 31 日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断致しました。したがって、当連結会計年度の末日である平成 22 年３月 31 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

当社及び当社の連結子会社であるハイブリッド・サービス株式会社（以下、「ハイブリッド社」という）において、一部取引先との間で不適切な取引が存在する疑義が生じたため、当社はただちに、内部調査を実施するとともに、調査の独立性を確保し、専門的かつ客観的な見地から調査が必要であると判断し、平成 24 年５月 31 日開催の取締役会において外部専門家から構成される

第三者調査委員会をハイブリッド社と合同で設置し、厳正かつ徹底した調査を実施致しました。その結果、ハイブリッド社において平成21年６月に行われたＬＥＤ蛍光灯の販売取引の一部につき、仕入先と販売先が実質的同一性を有していたことから、ハイブリッド社から販売先への納品について、売上計上ではなく、仕入先に対する返品として処理する必要があったことが判明致しました。なお、第三者調査委員会の調査結果の概要は、平成24年７月24日に当社ホームページにて公表されております。

本件に対する当社の対応として、平成22年３月期から平成23年３月期までの四半期報告書及び有価証券報告書について訂正報告書を提出することと致しました。

本件については、当社及びハイブリッド社の全社的な内部統制において、取締役による経営監視機能、監査役及び内部監査部門による牽制機能が十分に働かなかったこと、並びに社内におけるコンプライアンス意識ないしリスク管理意識が不足していたことの不備によるものであり、更に、全社的観点で評価する決算・財務報告プロセスにおいて、財務経理部門が、本件のような非定型取引における会計処理にあたって備えておくべき取引の実質的内容を重視することに対する理解及び姿勢が不十分であったこと、非定型取引における会計処理であることにも関わらず適切な社内協議や社外専門家への協議を経ずに処理を行ってしまったこと、販売・購買に係る業務プロセス統制に問題があったことの不備によるものであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性について改めて強く認識し、重要な欠陥を是正するために、第三者調査委員会からの提言をふまえて、是正措置、再発防止策を講じ、当社並びにグループ会社における適切な内部統制を整備・運用してまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するための措置を以下のように考えております。

（１）取引先との不適切な関係の解消及び規律

当社及びハイブリッド社において、取締役又は従業員は、会社の取引先との関係につき、不適切又は過剰なものがあれば直ちに解消させるとともに、これを徹底するべく役員規程及び執行役員規程並びに就業規則において厳格な規律を規定致します。

（２）コンプライアンス教育の徹底

上記（1）を含め、当社及びハイブリッド社の役員及び従業員による規定の遵守を徹底するとともに、特に適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識及びリスク管理意識の向上を図るべく、外部専門家等による研修の実施を行なって参ります。

（３）取締役の相互監視機能の徹底

取締役会において、上程する決議事項の報告内容を充実させるとともに、各取締役のそれぞれの業務執行状況を報告しあうことを改めて徹底することにより、取締役相互間の牽制監視機能を徹底させ、取締役会の運営の強化を図って参ります。

（４）監査役の監視機能の徹底

監査役の監査機能をより効果的なものとするため、監査機能の充実を図るとともに、会計監査人及び内部監査機関との連携を強化して参ります。

（５）内部通報制度の改善

不正の排除や不祥事の未然防止等への取組みとして、役員のみならず従業員においても、それぞれの倫理観に基づく行動及び内部牽制機能のさらなる向上を目指し、社外通報先の設置等を検討し、内部通報制度の見直しと拡充を図って参ります。

（６）内部統制の再構築

新規取引開始時の相手方確認手続の強化並びに与信管理体制の強化に向けた各種社内規程の整備を行い、不正取引に関与しない・巻き込まれない等、経営の健全性が損なわれないよう徹底して参ります。

（７）財務経理部門の強化

財務経理部門における役職員の会計的専門性を高め、適切な判断力の向上を図るため、外部の研修を定期的に受講し、部内でその情報を共有し、会計的専門知識を有する人材を確保するとともに、会計関連資格の取得促進を行うことと致します。

（８）子会社の管理・規程の整備の強化

当社の関係会社管理規程及び子会社の取締役会規則並びに職務権限規程を見直し、当社側で子会社を管理するシステムを強化致します。

以　上